

## 土地改良施設維持管理適正化事業補助金交付要綱

昭和52年11月29日決 裁  
令和 4年11月22日最終改正

(趣 旨)

第1条 県は、土地改良施設の機能保持等に資するため、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通達。以下「実施要綱」という。）に基づき、土地改良施設維持管理適正化事業に係る拠出金を拠出する埼玉県土地改良事業団体連合会（以下「連合会」という。）に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続き等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほかこの要綱に定めるところによる。

第2条 補助金の交付の対象となる事業、経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

事業	経費	補助率
適正化事業に係る拠出金の拠出	拠出に要する経費	当該経費の50パーセント以内

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、知事が毎会計年度別に定める日までとする。

3 規則第4条第2項各号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

4 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない補助事業者については、この限りでない。

(補助金の支払い方法)

第3条の2 補助金の支払い方法は、概算払いとする。

(交付決定通知書の様式)

第4条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(実績報告書の様式)

第5条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

2 規則第13条の報告書の様式は、補助事業の完了（補助事業の中止又は廃止、事業年度完了の場合を含む）後30日以内とする。

3 第3条第4項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

4 第3条第4項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規程により減額した各補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第4号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(書類の整備)

第6条 連合会は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を生保関しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から10年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第7条 補助事業者は、別紙3記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとす。

附 則

この要綱は、昭和52年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月8日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年11月22日から適用する。

様式第1号（第3条関係）

令和 年度土地改良施設維持管理適正化事業補助金交付申請書

番 号  
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

事務所所在地

名 称

代表者氏名

令和 年度において下記により土地改良施設維持管理適正化事業補助金の交付を受けたいので補助金の交付手続き等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分 別紙1のとおり
- 3 事業の完了予定年月日 令和 年 月 日
- 4 収支予算書 別紙2のとおり
- 5 交付を受けようとする補助金額

円

別紙1

事業の内容及び経費の配分

区分	全国土地改良事業団体連合会への拠出金の明細				土地改良区等への交付金の明細		備考
	資金拠出金土地改良区等名	補助金	土地改良区等拠出金の額	計	土地改良施設補修総事業費	交付金額	
年度加入							
計							
年度加入							
計							
計							

注 消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には、「減額した額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

## 別紙2

## 収 支 予 算 書

## 1 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
補助金					
土地改良区等 拠出金					
計					

## 2 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
全国土地改良事 業団体連合会拠 出金					
計					

様式第2号（第4条関係）

令和 年度土地改良施設維持管理適正化事業補助金交付決定通知書

番 号  
令和 年 月 日

埼玉県土地改良事業団体連合会会長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった土地改良施設維持管理適正化事業補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額 円
- 2 支払い方法 概算払いとする
- 3 条 件
  - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、知事の承認を受けなければならない。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難な場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

様式第3号（第5条関係）

令和 年度土地改良施設維持管理適正化事業実績報告書

令和 年 月 日  
番 号

（あて先）

埼玉県知事

事務所所在地

名 称

代表者氏名

令和 年 月 日付け農整第 号で補助金交付決定通知を受けた土地改良施設維持管理適正化事業が完了したので、補助金等の交付手続き等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額
- 3 補助事業の成果 別紙1のとおり
- 4 補助事業に要した経費の精算に関する事項 別紙2のとおり

別紙1

事業の実績

区分	全国土地改良事業団体連合会への拠出金の明細				土地改良区等への交付金の明細		備考
	資金拠出金土地改良区等名	補助金	土地改良区等拠出金の額	計	土地改良施設補修総事業費	交付金額	
年度加入							
計							
年度加入							
計							
計							

注 消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には、「減額した額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。



別紙 2

収 支 精 算 書

1 補助金の精算

補助金決定額	補助事業費	補助率	精 算 補助額 (A)	補 助 金 受領額 (B)	差 引 補 助 金 返還額 (B - A)

2 収入の部

区 分	収 入 予 算 額	収 入 済 額	差引増△減

3 支出の部

区 分	支 出 予 算 額	支 出 済 額	差引増△減

(注) 収入・支出の部の区分及び科目は、様式 1 号の別紙 2 に準じて記載すること。

令和 年度消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日  
番 号

（あて先）

埼玉県知事

事務所所在地

名 称

代表者氏名

令和 年 月 日付け農整第 号により交付決定通知のあった土地改良施設維持管理適正化事業費補助金について、土地改良施設維持管理適正化事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |   |
|---|---|
| 1 補助金等の交付手続き等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第14条の補助金の額の確定額 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額                           | 円 |
| 3 消費税額の申告により確定した消費税仕入控除額                          | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3-2）                                   | 円 |

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

所在地： \_\_\_\_\_

事業者名： \_\_\_\_\_

代表者職・氏名： \_\_\_\_\_